

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第455号）

〔教材不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和7年9月2日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年2月16日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時公開の〇〇新聞オンライン記事（URL略）について

- a 当該男性教諭が作成した教材全て
- b aのうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
- c 記事の〇〇年に男子生徒（当時〇〇歳）が自殺し、遺族が府に損害賠償を求めた訴訟が、〇〇高校に関するものであることが分かる資料
- d 〇〇年度の〇〇高校教員名簿（〇〇科担当者のみでよい）
- e 当該男性教諭が発令した研修内容が分かるもの
- f 当該男性教諭がcの遺族に面会した際の出張記録
- g 当該男性教諭がcの遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
- h 暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
- i 当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
- j 当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状
- k 当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
- l 遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容がわかるもの
- m 教え子から寄せられた応援のメッセージの全て

- 2 同年3月1日、実施機関は、本件請求のうちcについて、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

- 3 同月2日、実施機関は、本件請求のうちd、f並びにa、b、e、g、h、i、j、k、l及びmについて、以下のとおり対応した。

- （1）dについて、条例第13条第1項の規定により、公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- （2）fについて、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「請求の行政文書を作成も保存もしていない」との理由を付して審査請求人に通知した。

- (3) a、b、e、g、h、i、j、k、l及びmについて、「公開請求に係る対象文書の特定に当たり、確認対象となる行政文書が大量かつ多岐にわたることが見込まれ、当初の公開決定等の期限までに通知することで、事務の遂行に著しく支障を生じるおそれがある」との理由を付して、条例第14条第2項の規定により決定期間を延長し、審査請求人に通知した。

4 同月17日、実施機関は、本件請求のうちa、b、e、g、h、i、k、l及びm並びにjについて、以下のとおり対応した。

- (1) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材を除き、同教諭が自ら管理している全ての教材）について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「条例第2条第1項に該当していない。男性教諭が自ら管理している教材は、実施機関の職員が組織的に用いるために当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態として管理しておらず、行政文書とはいえない」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (2) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材）、b、e、g、h、i、k、l及びmについて、対応する行政文書を別紙のとおり特定し、条例第13条第2項の規定により、非公開決定を行い、「条例第8条第1項第4号に該当する。当該請求に係る行政文書は、人事管理の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものである」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (3) jについて、対応する行政文書として、「当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状」を特定し、条例第13条第1項の規定により、下記アに掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定を行い、下記イのとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

ア 公開しないことと決定した部分

- (ア) 原告の氏名、訴訟事件の番号等個人の特定につながる事項
- (イ) 争訟事務に関する情報

イ 公開しない理由

- (ア) 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書のうち、公開しないことと決定した部分に記録された情報は、原告及び関係者の氏名等、個人の特定につながり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別され得る個人のプライバシーに関わる情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- (イ) 条例第8条第1項第4号に該当する。

実施機関が行う争訟事務に関する情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- 5 同年4月13日、審査請求人は、前記2の決定及び前記3（1）の決定を除く本件請求に係る4件の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し4件の審査請求を行った。

本答申は、前記第二の4（1）の不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について判断するものである。

第三 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消し、行政文書を公開する」との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件決定に係る通知書では、「男性教諭が自ら管理している教材は、当該実施機関の職員が組織的に用いるために、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態として管理しておらず行政文書とはいえない」としているが、条例第2条では、「この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」としている。条例の解釈運用基準によれば、「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員及び警察本部長のほか、実施機関の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関の委員を含むものである。「職務上」とは、実施機関の職員が、法令、条例、規則、規程、訓令、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

これらに鑑みれば、男性教諭は「実施機関の職員」に該当するし、教諭の職務は地方公務員法や教育公務員特例法、大阪府立学校条例等に基づくものであるから、「職務上作成」したものである。さらに、男性教諭は授業で教材を使用したのであるから、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」であることは自明であるし、そもそも実施機関は教職員を管理監督する義務があるのであるから、その教材も当然に「当該実施機関が管理しているもの」である。

仮にこれら文書が行政文書に該当しないのであれば、本件決定とは別途非公開決定されたaの一部についても行政文書に該当しないことになることから、実施機関の主張は大きく矛盾しているし、一般的に公立学校で用いられた定期考査や授業プリント等は公開対象となっているので、根本的に失当である。

2 反論書における主張

審査請求人がインターネット上で入手した添付資料2枚によれば、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、大阪府立〇〇高校の〇〇教諭の「〇〇」について、「〇〇年度〇〇月〇〇日以降、大阪府立〇〇高校における上記授業において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配布したもの（以下略）」が請求されており、これに対して実施機関は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、条例第8条第1項第

4号を適用する旨理由を付記した上で非公開決定をしている。

すなわち、実施機関は上記教材を男性教諭から入手した上で非公開決定をしていることが明らかであるから、本件請求においても同様に、まずは男性教諭から上記教材を入手した上で公開決定すべきものであることは当然である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件請求のうちaによって特定される文書は、当該男性教諭が自身の授業で使用する教材としての文書である。

条例の解釈運用基準において、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するとされている。また、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものにとどまらず、業務上必要なものとして当該職員個人において自由に廃棄等の処分ができないものをいい、「実施機関が管理している」とは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が利用、保存している状態のものを意味するものであるとされている。

以上により、本件請求に係る文書は、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち行政文書としてまとめられているものではないため、行政文書とは言えない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

本件決定は妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

- (1) 実施機関は、本件請求のうちaについて、当該男性教諭が自ら管理している教材（実施機関が組織として把握しているものを除く。）と実施機関が組織として把握している教材とに分別し、前者について本件決定を行っている。

条例第2条第1項では行政文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（略）並びに電磁的記録（略）」であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と定義し、条例の解釈運用基準において、「職務上」とは「実施機関の職員が、法令、条例、規則、規程、訓令、通達等により、与えられた任務又は権限を、その範囲内において処理すること」をいい、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものを意味する」とされている。

- (2) 実施機関が当該男性教諭の所属校に対し、同教諭が作成した教材について組織共有フォルダ等で管理されていないか確認したところ、管理されていないとのことであった。

以上のことからすると、当該男性教諭が作成した教材（実施機関が組織として把握しているものを除く。）については、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものとして存在しないといえるのであって、実施機関が対象文書は存在しないと判断したことは不合理ではない。

- (3) 審査請求人は、仮に当該男性教諭が作成した教材（実施機関が組織として把握しているものを除く。）が行政文書に該当しないのであれば、本件決定とは別途非公開決定された、実施機関が組織として把握している教材についても行政文書に該当しないことになることから、実施機関の主張は大きく矛盾している旨主張する。

これについて実施機関に確認したところ、実施機関が組織として把握している教材については、研修命令発令に至る手続の中で当該男性教諭から提出されたもので、これらは実施機関が管理しているものであるから、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものであるといえ、行政文書に該当すると判断したとのことであった。

当該男性教諭が作成した教材であっても、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものか否かで行政文書該当性の判断が異なってくるのであり、実施機関の判断は不合理とはいえない。

なお、審査請求人は、一般的に公立学校で用いられた定期考査や授業プリント等は公開対象となっているので、根本的に実施機関の主張は失当である旨主張する。

しかしながら、これらについても、実施機関において組織としての共用文書の実質を備えた状態のものである場合に行政文書となるのであって、そうでない場合は行政文書に該当せず公開対象とならないのであるから、実施機関の判断は不合理ではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

別紙

	実施機関が特定した行政文書の名称
a の一部	当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材
b	a のうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
e	当該男性教諭に発令した研修内容が分かるもの
g	当該男性教諭が c の遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
h	暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
i	当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
k	当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
l	遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容が分かるもの
m	教え子から寄せられた応援のメッセージの全て